

(案)

石巻市デジタル・トランスフォーメーション
(DX) 推進方針

目次

1	はじめに	1
2	石巻市の現状	
(1)	各種計画等	3
(2)	デジタル化に関する取組状況	5
(3)	市民意識	7
3	方針について	
(1)	策定目的	11
(2)	基本方針	12
(3)	取組期間	14
(4)	推進体制	15
(5)	取組事項	16
A	「市民サービスの利便性向上」実現のための取組事項	17
①	デジタル技術やデータを活用した市民サービスの利便性向上	18
②	行政手続のオンライン化	20
③	行政手続に関する押印、書面規制等の見直し	23
④	マイナンバーカードの普及促進	25
⑤	オープンデータの推進	26
B	「効率的・効果的な行財政運営」実現のための取組事項	27
①	効率的・効果的な行財政運営実現のためのデジタル技術やデータの活用	28
②	情報システムの標準化・共通化	30
③	デジタル環境の充実	32
④	デジタル人材の確保・育成	33
⑤	セキュリティ対策の徹底	41

1 はじめに

国は、令和2年12月に決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を踏まえ、令和3年5月にデジタル社会形成のための基本理念等を定めた「デジタル社会形成基本法」を含むデジタル社会形成のための関連6法律「デジタル改革関連法」を成立させ、デジタル社会形成に関する様々な取組を推進しています。

このうち、自治体のデジタル化については、総務省が令和2年12月に自治体DX推進計画を策定し、この中で、自治体のデジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation : DX）の意義を次のように強調しています。

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。

こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きい。

自治体においては、まずは、

- ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、
- ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく

ことが求められる。

※ デジタル・トランスフォーメーション（DX）：ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

自治体DX推進計画（P2）より抜粋

さらに、自治体が取り組むべき具体的な取組事項を次のように示し、自治体における DX を推進していくとしています。

自治体DX推進計画の対象期間等・自治体の取組内容

自治体DX推進計画の対象期間等

- 2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。
- 本計画は、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより、進捗管理を行う。
※ 「デジタル・ガバメント実行計画」において、「各施策の取組状況やデジタル庁の設置を踏まえ、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う」こととされている。
- 総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、21年夏を目途に提示する。

推進体制の構築

- 組織体制の整備 ○デジタル人材の確保・育成 ○計画的な取組み ○都道府県による市区町村支援

重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化 ○マイナンバーカードの普及促進 ○行政手続のオンライン化
- AI・RPAの利用推進 ○テレワークの推進 ○セキュリティ対策の徹底

自治体DX推進計画概要より抜粋

本方針は、関係法律、自治体DX推進計画が示す考え方及び本市の現状を踏まえ、本市におけるDXを具体的に推進することができるよう、取組方針や取組事項等を示したものです。

住民の利便性向上や人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げるため、本方針に基づきDXを推進し、業務効率化の実現に取り組んでいきます。

2 石巻市の現状

(1) 各種計画等

本市における住民の利便性向上や業務効率化に関する取組については、令和3年9月に策定した「第2次石巻市総合計画」等の各種計画において、その取組の方向性が示されています。

ア 第2次石巻市総合計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた本市は、平成23年12月に「石巻市震災復興基本計画」を策定して復旧・復興に取り組んできたところですが、同計画の事業期間満了に伴い、少子高齢化などの社会情勢の変化、震災による住環境やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの変化、硬直化する財政状況、国が進める地方創生事業に対応し、将来にわたり持続可能な市政運営を行っていくため「ひとりひとりが 多彩に煌めき 共に歩むまち」を将来像として、さらにこの将来像を達成するための基本目標、そして基本目標を達成するための基本施策を定めた令和3年度を初年度とする「第2次石巻市総合計画」を策定しました。

この中で、目指すべき基本目標の1つに「市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち」を掲げ、次の2つの施策により達成していくとしています。

① 市民に寄り添い信頼される行財政運営の推進

市政に求められる市民ニーズが多様化していることから、それらニーズの把握に努めるとともに、情報発信及び情報公開を推進します。

また、市民サービスの向上を図り、市民と行政が共に力を合わせて、まちづくりに取り組む仕組みづくりを推進します。

② 持続可能な行財政運営の推進

人口減少、普通交付税の縮減などにより、今後より一層、財政環境が厳しさを増すことが予想されることから、人材、財源などの有効活用を推進します。

また、公有財産の有効な利活用及び公共施設の維持管理費の節減を推進します。

さらに、自主財源の安定確保と健全な財政運営を図り、持続可能な自治体運営を推進します。

第2次石巻市総合計画基本構想 「基本目標6」より抜粋

イ 石巻市行財政改革推進プラン2025

令和3年3月に策定した「石巻市行財政改革推進プラン2025」では、基本方針「限られた行財政資源を活かした持続可能な行財政運営の推進」を掲げ、その達成に向けた基本目標の1つとして「業務の最適化と経費削減」を定め、取組の方針を次のように示しています。

業務の最適化と経費削減

歳出の一層の増加が見込まれるため、業務の適正な見直しや経費の削減に努め、効率的・効果的な「業務の最適化と経費削減」を図ります。

石巻市行財政改革推進プラン2025 「基本目標3」より抜粋

ウ 石巻市職員定員適正化計画

令和2年11月に策定した「石巻市職員定員適正化計画」では、計画の実効性を確保するために掲げた柱の1つ「事務事業や組織の見直し」の中で、取り組むべき方向性を次のように示しています。

事務事業や組織の見直し

限られた人材と予算で効果的な施策を実行するため「期待される効果」を整理し、多様化する市民ニーズへの対応に注力しながらも、できる限り効率化していくことを目指し、戦略的行財政運営への転換を図れるよう、事務事業や組織を見直ししていきます。

その一環として、ICTを活用した行政サービス向上、AI/RPAによる定型業務自動化を図るほか、民間事業者等へのアウトソーシングを推進し、行政が担うべき役割を明らかにしていきます。

石巻市職員定員適正化計画 「6 定員適正の具体的取組」より抜粋

(2) デジタル化に関する取組状況

本市のデジタル化に関する取組状況は次のとおりです。

ア 計画の状況

本市では、平成16年10月に「石巻地域情報化基本計画」を策定し、高度情報化社会に対応した情報化基盤の整備を図ってきましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きく被災したため「石巻市震災復興基本計画」を策定し復興事業に取り組むこととなりました。

地域情報化の取組についても震災復興の理念を踏まえたものとするため、平成25年6月に「第2次石巻地域情報化基本計画」を策定し新たな本市の情報化の方向性を示し、必要な取組を実施することとなりました。

「第2次石巻地域情報化基本計画」については平成27年1月に中間見直しを行い、平成29年度に計画期間が満了しました。

その後の本市における情報化の取組については、目まぐるしく変わる情報通信技術の進展状況に対応するため、見直しに時間を要する体系立てた計画ではなく、その時々状況に合わせて、石巻市情報化推進本部において決定し対応してきました。

策定年度	名称
平成16年	石巻地域情報化基本計画
平成25年	第2次石巻地域情報化基本計画
平成27年	第2次石巻地域情報化基本計画（中間見直し）

イ 本市のデジタル化の取組状況と県内市町村の取組状況

現在、政府 CIO ポータル「市町村のデジタル化の取組に関する情報について」(https://cio.go.jp/Initiatives_municipalities)において、全国すべての市町村におけるデジタル化の取組状況が公表されています。

公表されている情報のうち、本市を含めた県内の市町村におけるデジタル化の取組状況は次ページのとおりです。

(3) 市民意識

国が、目指すデジタル社会のビジョンを「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」としたことも踏まえ、デジタルを活用する意識が市民にどれだけ浸透しているか確認するための市民意識調査を行いました。

ア 調査概要

① 調査方法

- ・調査対象者 市内に居住する無作為抽出した満18歳以上の男女2,700人
- ・標本数 2,700人
- ・抽出方法 令和3年5月31日現在の住民基本台帳から各地区、年齢及び男女別の人口比率に基づき無作為抽出
- ・配布回収 郵送
- ・調査期間 令和3年7月9日～7月30日

② 回収結果

- ・配布数 2,700件
- ・回収数 1,158件（回収率42.9%）

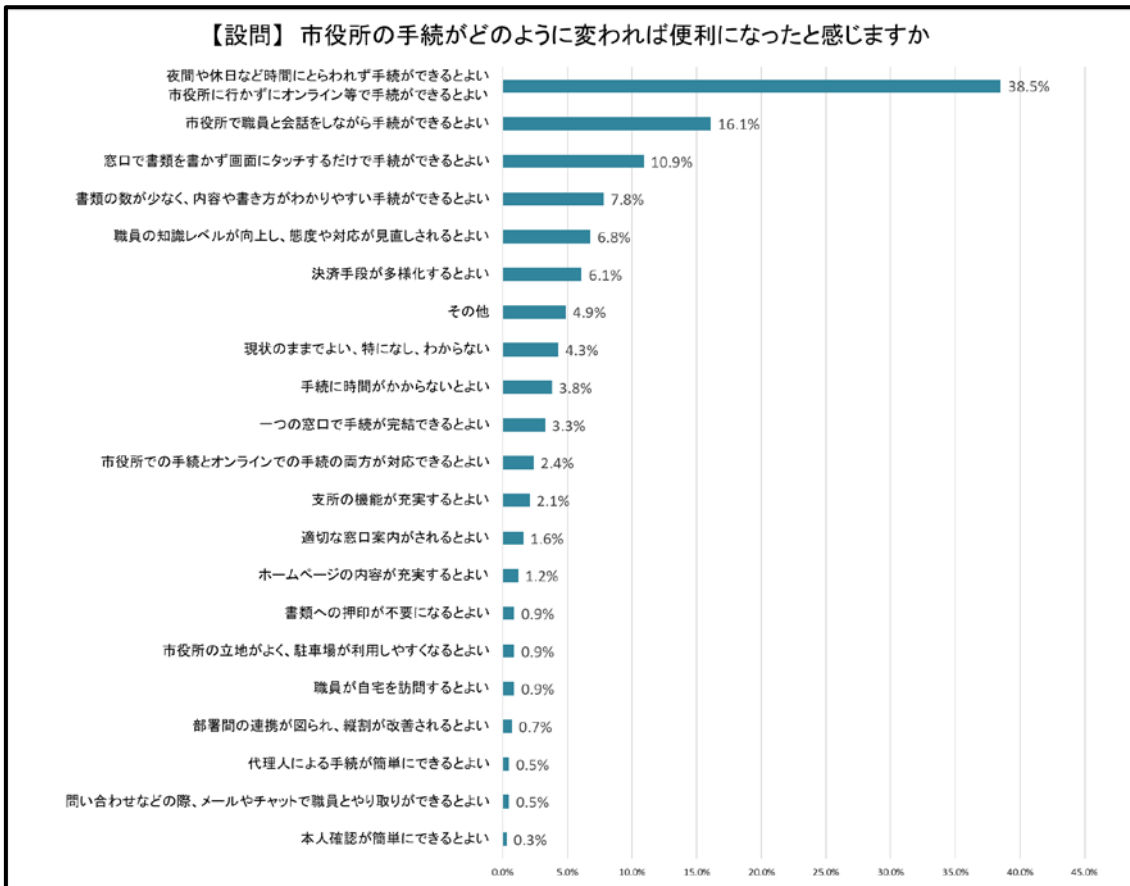
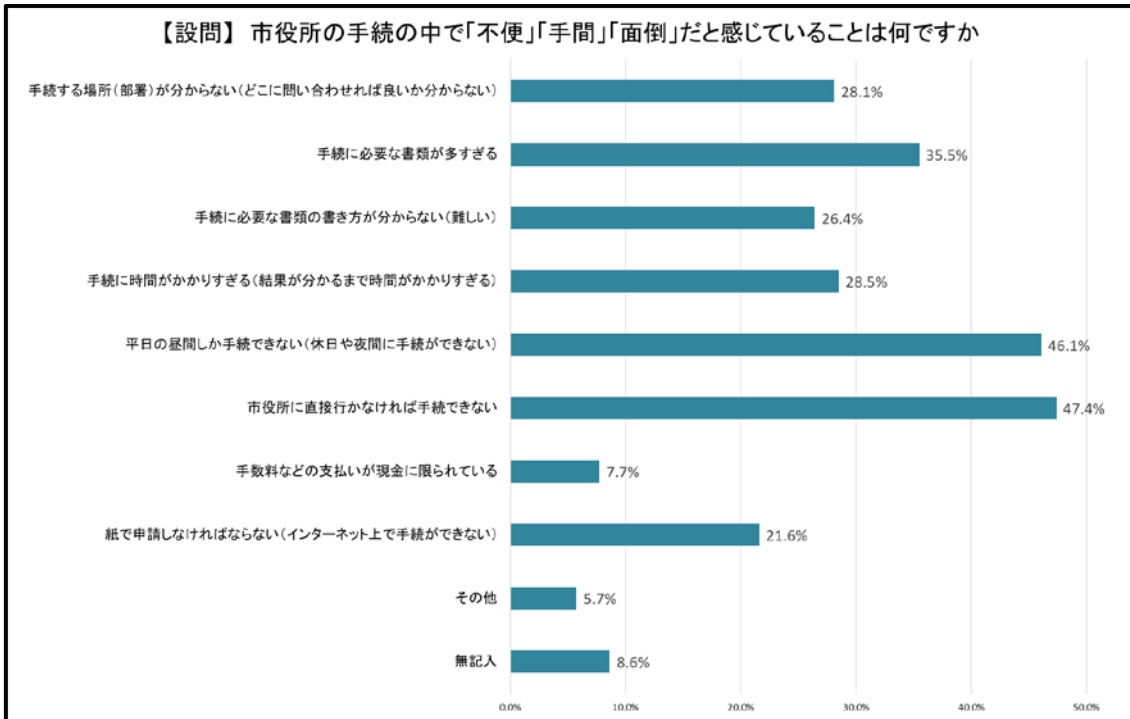
イ 設問

デジタル社会とは、インターネットなどを通じて様々な情報や知識を世界的規模で入手、共有、発信するとともに、先端の情報通信技術を用いて大量の情報を効果的に活用することで、あらゆる分野で創造的かつ活力ある発展が可能となる社会のことです。

このデジタル社会という言葉を意識しながら、次の設問にお答えください。

- ・市役所の手続の中で「不便」「手間」「面倒」だと感じていることは何ですか
- ・市役所の手続がどのように変われば便利になったと感じますか
- ・マイナンバーカードを取得していますか
- ・「取得する予定はない」と答えた理由は何ですか

ウ 回答及び分析



市民が普段の生活に関わる市役所の手続で「不便」「手間」「面倒」だと感じていること、そして「こうなると便利だ」「こういう風に変わればよいのに」と感じていることについて具体的に把握することができました。

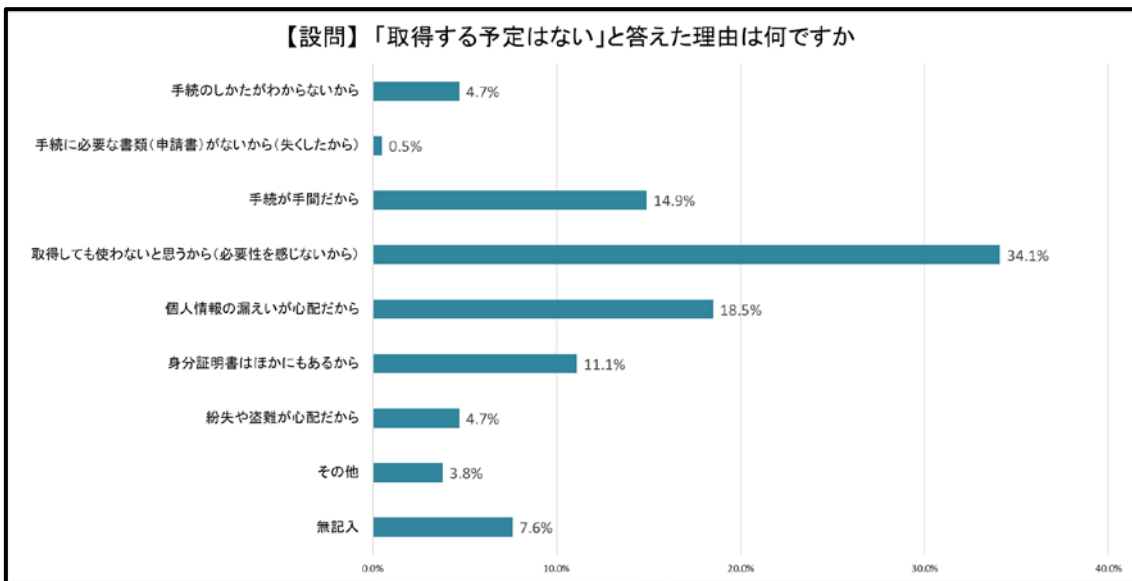
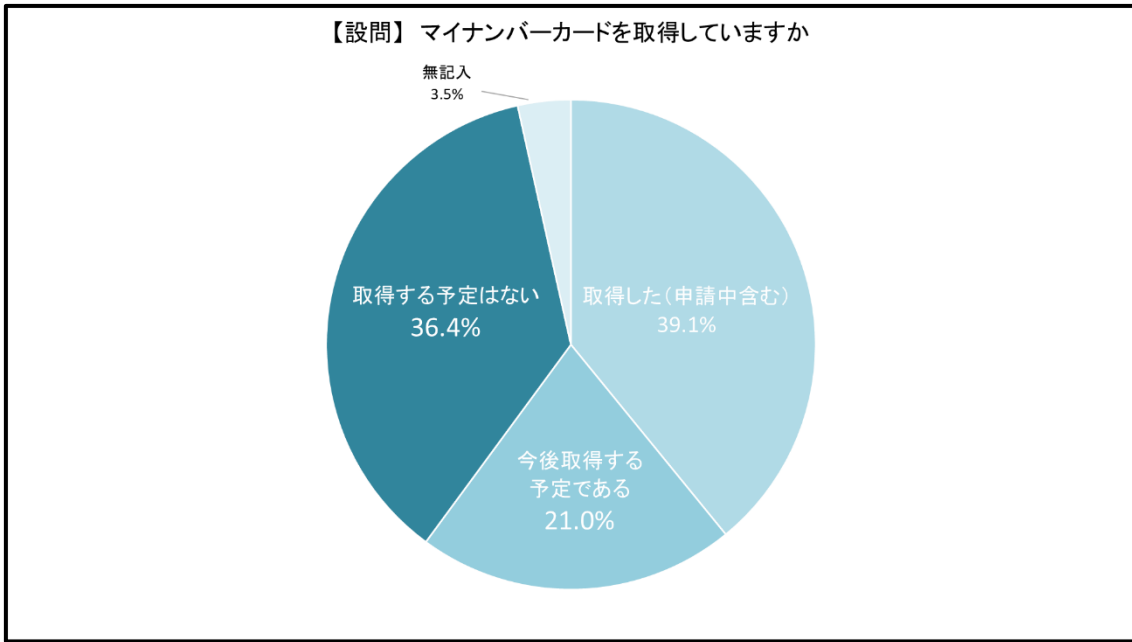
いただいたご意見に含まれる要素を踏まえて、要約すると次のような内容がほとんどでした。

- ・ 日時に関係なく手続できるようになってほしい
- ・ インターネットを使ってどこからでも手続できるようになってほしい
- ・ 見やすく分かりやすい書類にしてほしい
- ・ 書類を書かなくてもよい、ハンコを押さなくてもよい、添付書類も省略できる仕組みにしてほしい
- ・ 1つの場所で手続ができるようになってほしい
- ・ 市役所に来ても迷わないような仕組みにしてほしい
- ・ 職員の知識を向上してほしい
- ・ 職員の接遇（態度）を改善してほしい
- ・ すべてデジタル化せず、職員とコミュニケーションをとれる仕組みも残してほしい

回答の中には「インターネット」や「QRコード」など具体的なデジタル技術に言及した内容もありましたが、回答結果の要約を見ると、大半は市役所での手続を「簡単、便利、分かりやすい」ものにしてほしいと望んでいることを読み取ることができます。

デジタル社会の実現のためには、デジタル技術を活用することが重要だと考えがちですが、アンケート結果からも、手続が「簡単、便利、分かりやすい」ものにさえなれば、必ずしもデジタル技術を活用しなくても市民の満足度を上げることができると容易に想像できます。

つまり、デジタル技術の活用も含め、市民が「何を」求めているかを的確に把握することがデジタル社会を実現するための近道であると考えられます。



令和4年度末までにマイナンバーカードが全国民に行き渡ることを目標に、本市でも引き続き普及促進に取り組む必要がありますが、マイナンバーカードを取得しない理由について「必要性を感じない」「情報漏えいが心配」という声が多く挙がっていることから、今後の普及促進の取組にあたっては、マイナンバーカードの利便性に加え情報漏えい対策がどうなっているかなど、きめ細かな説明を行っていく必要があると考えます。

3 方針について

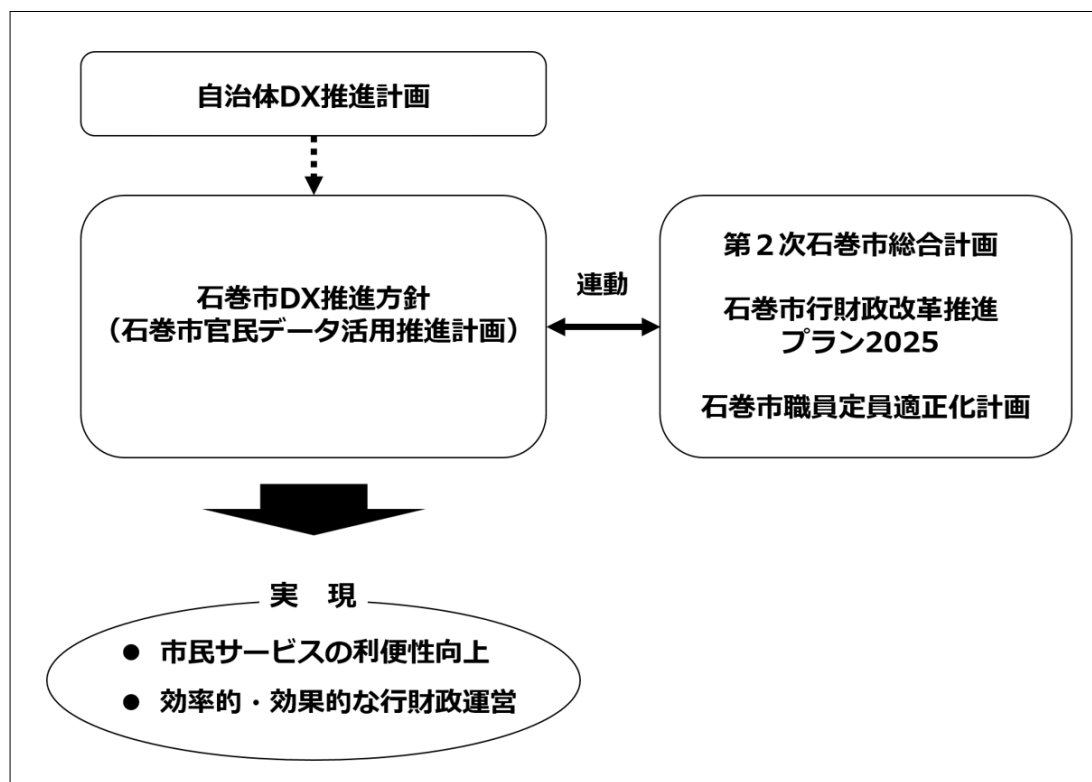
(1) 策定目的

DXが「ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であること、そして、国の自治体DX推進計画において、自治体がDXを推進し、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上と業務効率化による人的資源の再配分による行政サービスの更なる向上を求めていることを踏まえ、本市においてDXを推進する意義は、デジタル技術やデータを活用し、制度も含めた仕事や組織の仕組を変革しながら「市民サービスの利便性向上」と「効率的・効果的な行財政運営」を実現していくことと捉えることができます。

本方針は、本市が抱える多種多様な課題解決の視点や日本全体が目指すデジタル社会形成に関する法律及び各種施策の考え方を取り入れながら、本市のDXを推進していくための基本的な考え方や取組の方向性を示すものです。

本方針により本市のDXを推進し「第2次石巻市総合計画」「石巻市行財政改革推進プラン2025」「石巻市職員定員適正化計画」と連動しながら「市民サービスの利便性向上」と「効率的・効果的な行財政運営」を実現していきます。

併せて、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための「市町村官民データ活用推進計画」として本方針を位置付け、官民データの円滑な流通についても推進していきます。



(2) 基本方針

「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること＝DX」ということを踏まえれば、住民生活に直結する業務を行う市役所のDXとは、デジタル技術(D: デジタル)を活用し、仕組やルールを根本から大きく変革(X: トランスフォーメーション)して、市民や職員等、様々な利用者や受け手にとって「簡単、便利、分かりやすい」などの「最適」なサービスや仕事を実現していくことと定義することができます。

逆に言えば、これまでの市民サービスの提供の仕方や市役所の業務のやり方を根本から変えなければ、デジタル技術を活用するだけではDXは実現できないということになります。

国においては、利用者中心の行政サービス提供に向けたノウハウとして、次ページに記載した「サービス設計12箇条」を「デジタル・ガバメント実行計画(※)」に掲載し、行政改革サービスを進めるとしており、この「サービス設計12箇条」においては「利用者のニーズから出発する」「全ての関係者に気を配る」「デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める」「情報システムではなくサービス作る」ことなどがプロジェクトを成功に導くためには重要で、どのようなデジタル技術を活用するかはまったく重要とされていません。

DX推進により「市民サービスの利便性向上」と「効率的・効果的な行財政運営」の実現、つまり「簡単、便利、分かりやすい」などの「最適」なサービスや仕事を実現するためには、市民や職員等、様々な利用者や受け手の視点に立ち、そしてデジタル前提で徹底して考え、その実現に支障となるルールや仕組もいとわず変革していく意識や姿勢が、職員に求められるということになります。

※ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法)」第4条に規定する、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画

このことを踏まえ、本市におけるDX推進の基本方針を次のとおりとします。

仕組やルールの変革にいとわず取り組み、デジタル技術やデータの徹底活用による「最適」なサービスや仕事の実現

サービス設計12箇条

利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウを、「サービス設計12箇条」として以下のとおり示す。

それぞれのルールの内容は、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に盛り込まれたサービスデザイン思考を具体化したものであり、これまでのデジタル化・業務改革（BPR）の取組から得られたノウハウをベースとしつつ、サービス改革に関する国際的な動向を取り入れたものである。

各府省は、以下の12箇条を踏まえ、行政サービス改革を進めるものとする。

なお、サービスの設計に当たっては、費用の適正化とサービスの向上を両立させるため、費用対効果の検証を十分に行う。

<サービス設計12箇条>

第1条 利用者のニーズから出発する

第2条 事実を詳細に把握する

第3条 エンドツーエンドで考える

第4条 全ての関係者に気を配る

第5条 サービスはシンプルにする

第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

第7条 利用者の日常体験に溶け込む

第8条 自分で作りすぎない

第9条 オープンにサービスを作る

第10条 何度も繰り返す

第11条 一遍にやらず、一貫してやる

第12条 情報システムではなくサービスを作る

「デジタル・ガバメント実行計画（P10）」より抜粋

(3) 取組期間

本方針の取組期間は令和3年度から令和7年度までとし、この期間において集中的にDXの推進に取り組んでいくこととします。

また、本方針については令和7年度をもって終了することを原則としますが、本方針が、日本全体が目指すデジタル社会の形成に係る法律のほか施策等の趣旨や考え方を的確に反映させるとしていること、また、情報通信技術の進展状況が日々目まぐるしく変化していることを踏まえ、取組期間内での必要な見直し、令和8年度以降への継続及び新たな方針の策定等、その在り方については、各時点の状況を踏まえながら柔軟に検討・対応していくこととします。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
総合計画	基本構想						後期基本計画				
行革プラン	前期基本計画						後期基本計画				
職員定員適正化計画	前期基本計画						後期基本計画				
DX推進方針	前期基本計画						後期基本計画				

(4) 推進体制

本市のDXの推進は、デジタル技術（D：デジタル）を活用し、仕組やルールを根本から大きく変革（X：トランスフォーメーション）して、市民や職員等、様々な利用者や受け手にとって「簡単、便利、分かりやすい」などの「最適」なサービスや仕事を実現していくため、**すべての職員が自分でできる変革に取り組みながら、全庁横断的に推進していく**ものとします。

ア 各担当部門の役割

① 最高情報統括責任者（CIO：Chief Information Officer）

DX推進に係る庁内マネジメントの中核として庁内全般を把握するとともに、DX推進担当部門を指揮命令し、部局間の総合調整を行います。

② DX推進担当部門

デジタル技術やデータ活用による業務変革、すなわち本市のDXの司令塔として企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個別の取組事項の進捗管理を行い、すべての部門においてDXが推進されるように取り組みます。

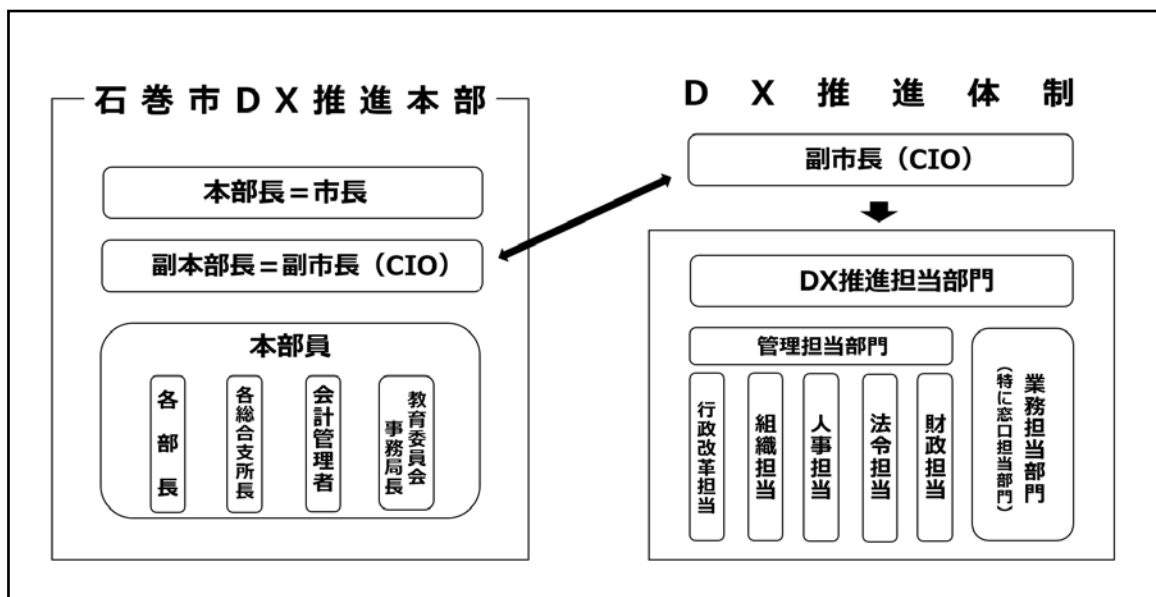
③ 管理担当部門

各管理担当部門（行政改革担当、組織担当、人事担当、法令担当、財政担当）もDX推進を自らのことと捉え、DX推進担当部門と連携して組織全体でDXが推進されるように取り組みます。

④ 業務担当部門（特に窓口担当部門）

DX推進担当部門や管理担当部門と連携して「市民サービスの利便性向上」のためのDXに積極的に取り組みます。

イ 全庁的な推進体制



(5) 取組事項

基本方針を踏まえ、次の取組事項を実践しながら本市のDXを具体的に推進し「市民サービスの利便性向上」と「効率的・効果的な行財政運営」を実現します。

A 「市民サービスの利便性向上」実現のための取組事項

№	取組事項
①	デジタル技術やデータを活用した市民サービスの利便性向上
②	行政手続のオンライン化
③	行政手続に関する押印、書面規制等の見直し
④	マイナンバーカードの普及促進
⑤	オープンデータの推進

B 「効率的・効果的な行財政運営」実現のための取組事項

№	取組事項
①	効率的・効果的な行財政運営実現のためのデジタル技術やデータの活用
②	情報システムの標準化・共通化
③	デジタル環境の充実
④	デジタル人材の確保・育成
⑤	セキュリティ対策の徹底

A 「市民サービスの利便性向上」実現のための取組事項

- ① デジタル技術やデータを活用した市民サービスの利便性向上
- ② 行政手続のオンライン化
- ③ 行政手続に関する押印、書面規制等の見直し
- ④ マイナンバーカードの普及促進
- ⑤ オープンデータの推進

1 取組の背景

市民意識調査の結果から、普段の生活に関わる市役所の手続で「不便」「手間」「面倒」だと感じていることについて、次のような趣旨の回答が多く寄せられました。

- ・ 日時に関係なく手続できるようにしてほしい
- ・ インターネットを使ってどこからでも手続できるようにしてほしい
- ・ 見やすく分かりやすい書類にしてほしい
- ・ 書類を書かなくてもよい、ハンコを押さなくてもよい、添付書類も省略できる仕組にしてほしい
- ・ 1つの場所で手続ができるようになってほしい
- ・ 市役所に来ても迷わないような仕組にしてほしい
- ・ 職員の知識を向上してほしい
- ・ 職員の接遇（態度）を改善してほしい
- ・ すべてデジタル化せず、職員とコミュニケーションをとれる仕組も残してほしい

このような回答を踏まえながら、デジタル技術を活用した市民サービスの利便性向上を実現していく必要がありますが、引き続き職員とのコミュニケーションを取りながら手続を望むとの回答もあったことから、スマートフォンなどのデジタルツールを活用できる人できない人など、様々な視点やニーズを踏まえて取り組んでいく必要があります。

そして、市民サービスの利便性向上に関する政策の決定や実行にあたっては、様々な視点やニーズを客観的な根拠や証拠として反映させていく、EBPM（Evidence-based Policy Making：証拠に基づく政策立案）も必要な取組となります。

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	3. 2 自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項 (1) 地域社会のデジタル化 (2) デジタルデバイド対策 3. 3 その他 (1) BPR の取組の徹底 (書面・押印・対面の見直し)
官民データ活用推進基本法	第 14 条 利用の機会等の格差の是正

3 取組方針

(1) 市民サービスの利便性向上に関すること

ア 全ての課

デジタル技術を活用しながら業務プロセスを見直し、市民サービスの利便性向上に取り組めます。

イ ICT 総合推進課・行政経営課

- ① 各課が取り組む市民サービスの利便性向上のための業務プロセスの見直しやデジタル技術の導入の支援に取り組めます。
- ② 支援の担当となるグループや担当者を明示し、担当課が相談しやすい環境を整え、市民サービスを向上するための方策の検討や課題解決について、担当課と一緒に取り組めます。

(2) EBPM (Evidence-based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) に関すること

ア 全ての課

市民サービスの利便性向上のために EBPM の実践に取り組めます。

イ 復興政策課

庁内の EBPM の取組を先導し、その推進に必要な各課への情報提供や研修の実施等に取り組めます。

1 取組の背景

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」（デジタル行政推進法）第5条第4項により、国の行政機関等以外の行政機関等（地方公共団体）は、情報通信技術を利用して行われる手続等（手続のオンライン化）に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされています。

「デジタル・ガバメント実行計画」においては「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として、①処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続、②住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続がまとめられました。

その上で「自治体 DX 推進計画」に記載の「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた31手続（うち市町村対象は28手続）（上記①、②の手続から選定）については、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすることとされています。

また、それ以外の各種行政手続についても「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進めることとしています。

「自治体 DX 推進計画」に記載の「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち市町村対象の28手続と本市における担当課は次のとおりです。

担当課	特に国民の利便性の向上に資する手続
資産税課	罹災証明書の発行申請
市民課	転出・転入予約手続
健康推進課	妊娠の届出
介護保険課	要介護・要支援認定の申請
	要介護・要支援更新認定の申請
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
	居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
	介護保険負担割合証の再交付申請
	被保険者証の再交付申請

	高額介護（予防）サービス費の支給申請
	介護保険負担限度額認定申請
	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
	住所移転後の要介護・要支援認定申請
子育て支援課	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
	児童手当等の額の改定の請求及び届出
	氏名変更／住所変更等の届出
	受給事由消滅の届出
	未支払の児童手当等の請求
	児童手当等に係る寄附の申出
	児童手当に係る寄附変更等の申出
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
	児童手当等の現況届
	児童扶養手当の現況届の事前送信
子ども保育課	支給認定の申請
	保育施設等の利用申込
	保育施設等の現況届

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	3. 1 重点取組事項 (2) 自治体の行政手続のオンライン化
官民データ活用推進基本法	第10条 手続における情報通信の技術の利用等

3 取組方針

ア 担当課

- ① 国が策定した手順書に基づき、行政手続のオンライン化実施のためのシステム改修等必要な対応に取り組みます。
- ② 令和4年度末（実施時期が延びる場合はその終期）まで必要となる体制（担当グループや担当者）を明示します。
- ③ オンライン化に伴う業務プロセスの見直しと見直しにより必要となる例規改正に取り組みます

イ ICT 総合推進課・行政経営課

- ① 各課が取り組む行政手続のオンライン化実施のための業務プロセスの見直しやデジタル技術の導入の支援に取り組みます。
- ② 支援の担当となるグループや担当者を明示し、担当課が相談しやすい環境を整え、行政手続のオンライン化実施のための方策の検討や課題解決について、担当課と一緒に取り組みます。

ウ 総務課

行政手続オンライン化の実施に伴う例規改正について、担当課の支援に取り組みます。

エ 人事課

行政手続オンライン化の実施に向けた人員体制のあり方について検討し、必要な措置を講じます。

1 取組の背景

国の書面・押印・対面規制の取組について、令和2年12月に閣議決定された政府の「デジタル・ガバメント実行計画」において、書面規制、押印対面規制について、次のように記載されています。

6 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。

(中略)

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直しが急務となっている。このため、各府省は、内閣府規制改革推進会議が示した基準及び各府省における書面・押印・対面規制の見直し方針に従って、法令等の改正も含めた改革を着実に実行する。引き続き押印を必要とする手続においては、電子署名を活用したオンライン利用を促進する。また、書面・対面規制の見直しの観点から、オンライン化されていない手続について早期のオンライン化に取り組むとともに、既にオンライン化されている手続についても、使い勝手の向上等を通じて、オンライン利用の拡大を図る。

デジタル・ガバメント実行計画 (P53) より抜粋

また、自治体に対しては、国の法令等に基づいて実施する手続について各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応するとともに、自治体が独自に実施する手続についても、内閣府規制改革推進会議が示した具体的基準等を参考として、国の取組に準じた対応を実施するなど、見直しに積極的に取り組むよう総務省より通知がなされています。

本市における書面・押印・対面規制の取組については、令和2年度に「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定し、当該指針に基づく見直しに取り組んでいます。

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	3. 3 その他 (1) BPR の取組の徹底 (書面・押印・対面の見直し)
官民データ活用推進基本法	第 10 条 手続における情報通信の技術の利用等

3 取組方針

ア 見直し指針の対象課

「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」に基づき、必要な見直しに取り組みます。

イ 総務課

押印、書面規制等の見直しに伴う例規改正について、担当課の支援に取り組みます。

ウ 行政経営課

「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」に基づく担当課の実施状況の進捗管理等により、指針の全庁的な推進に取り組みます。

1 取組の背景

国においては「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進するとしています。

本市におけるマイナンバーの取組としては、平成26年に石巻市社会保障・税番号制度推進本部を設置し、マイナンバー制度の円滑な導入及び活用の検討に取組、また、令和2年度に「マイナンバーカード交付円滑化計画」を策定し、マイナンバーカードの普及促進に努めているところですが、本市における取得率は宮城県平均を下回り、市民の取得率向上に向け更なる取組が必要な状況となっています。

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	3. 1 重点取組事項 (2) マイナンバーカードの普及促進
官民データ活用推進基本法	第13条 個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等

3 取組方針

ア ICT 総合推進課・市民課

交付円滑化計画に基づき、令和4年度末に全市民がマイナンバーカードを取得している状況となるために必要な普及促進策の検討・実施に取り組みます。

1 取組の背景

本市では、保有する行政データをさまざまな分野で活用できる環境を整備することを目的に、令和元年の石巻市情報化推進本部において「石巻市オープンデータの推進に関する指針」を決定し、オープンデータの推進に取り組んでいるところです。

現在、民間のオープンデータ公開サイトにおいてオープンデータを公開していますが、現状は1つの課がデータを取りまとめ公開作業を実施しているため、更新する数の多さ及び内部手続の煩雑さから思うように更新が進んでいない現状となっています。

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	3. 3 その他 (2) オープンデータの推進
官民データ活用推進基本法	第11条 国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等

3 取組方針

ア 全ての課

「石巻市オープンデータの推進に関する指針」を踏まえ、保有するデータについてのオープンデータ化と公開に取り組みます。

イ ICT 総合推進課

「石巻市オープンデータの推進に関する指針」を踏まえ、オープンデータの取組を先導し、各課が保有するデータを効率的かつ持続的にオープンデータ化して公開できる仕組の検討に取り組めます。

B 「効率的・効果的な行財政運営」実現のための取組事項

- ① 効率的・効果的な行財政運営実現のためのデジタル技術やデータの活用
- ② 情報システムの標準化・共通化
- ③ デジタル環境の充実
- ④ デジタル人材の確保・育成
- ⑤ セキュリティ対策の徹底

1 取組の背景

東日本大震災対応のため、他自治体からの職員派遣、任期付職員の採用、再任用制度の実施等により平成29年度まで職員数の増加傾向が続いていましたが、平成30年度からは他自治体からの派遣職員数の減など職員数は減少傾向に転じ、令和2年度に策定した「石巻市職員定員適正化計画」において、令和2年度から令和6年度にかけて、常勤職員のうち、医療職及び教育職（高校教諭に限る）を除く一般職員（行政職・幼稚園職・労務職）を222人削減し、適正な職員数により効率的・効果的な行財政運営を目指すとしています。

将来の職員数減少を見据え、新型コロナウイルス感染症対応や突発的な災害対応も含めた多様な課題に的確に対応できるように、限られた人的資源を適正に再配分していかねばなりません。

例えば、人的資源を生み出すためには、職員が行っている大量の書類確認や入力作業などの単純作業をデジタル技術の活用により効率化し、効率化によって生じた人的資源を省力化できない住民対応などに振り分けることなどが考えられます。

デジタル技術を活用するためには、ルールを変えることも含めた業務プロセスの見直し（BPR〈Business Process Re-engineering〉）を徹底していくことが重要となります。

つまり「ルールがあるから実現できない、ではなく、実現するためにルールを変える」といった意識や姿勢が求められています。

さらに、効果的な政策を決定し実行していくためには、データの活用、すなわち EBPM（Evidence-based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の実践にも取り組んでいかなければなりません。

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	3. 1 重点取組事項 （4）AI・RPA の利用推進 3. 3 その他 （1）BPR の取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
官民データ活用推進基本法	第15条 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保

3 取組方針

(1) 業務効率化に関すること

ア 全ての課

将来の適正な職員数に対応できる業務執行体制を構築するため、デジタル技術を活用しながら業務プロセスを見直し、業務の効率化に取り組みます。

イ ICT 総合推進課・行政経営課

- ① 各課が取り組む業務効率化のための業務プロセスの見直しやデジタル技術の導入の支援に取り組みます。
- ② 支援の担当となるグループや担当者を明示し、担当課が相談しやすい環境を整え、業務効率化のための方策の検討や課題解決について、担当課と一緒に取り組みます。

(2) EBPM (Evidence-based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) に関すること

ア 全ての課

効果的な政策の決定や実行のために EBPM の実践に取り組みます。

イ 復興政策課

庁内の EBPM の取組を先導し、その推進に必要な各課への情報提供や研修の実施等に取り組みます。

1 取組の背景

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」では、政令で指定された標準化対象事務（法第2条）の処理に係る情報システムについて、地方公共団体は標準化を実施する責務を有し（法第4条第2項）、地方公共団体情報システムは標準化に適合するものでなければならない（法第8条第1項）ため、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえて、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされています（法第10条）。

また、総務省が策定した自治体DX推進計画においては、令和7年度までに基幹系17業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するための準備を始める必要があるとされています。

なお、現時点での標準化の対象とされている事務（今後追加予定の事務も含む）と本市における担当課は次のとおりです。

担当課	標準化対象事務
市民税課	個人住民税
	法人住民税
	軽自動車税
資産税課	固定資産税
市民課	住民基本台帳
	戸籍（今後追加予定）
	戸籍の附票（今後追加予定）
	印鑑登録事務（今後追加予定）
健康推進課	健康管理
保険年金課	国民年金
	国民健康保険
	後期高齢者医療保険
介護保険課	介護保険
障害福祉課	障害者福祉
保護課	生活保護
子育て支援課	児童手当
	児童扶養手当

子ども保育課	子ども・子育て支援
教育総務課	就学
選挙管理委員会事務局	選挙人名簿管理

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	3. 1 重点取組事項 (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化 3. 3 その他 (1) BPR の取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
官民データ活用推進基本法	第15条 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保

3 取組方針

ア 担当課

- ① 国が策定した手順書に基づき、令和7年度までに情報システムの標準化・共通化に遅滞なく取り組みます。
- ② 令和7年度まで必要となる体制（担当グループや担当者）を明示します。
- ③ 情報システムの標準化・共通化に伴う業務プロセスの見直しと見直しにより必要となる例規改正等に取り組みます。

イ ICT 総合推進課・行政経営課

- ① 各課が取り組む情報システムの標準化・共通化のための業務プロセスの見直しやデジタル技術の導入の支援に取り組みます。
- ② 支援の担当となるグループや担当者を明示し、担当課が相談しやすい環境を整え、情報システムの標準化・共通化のための方策の検討や課題解決について、担当課と一緒に取り組みます。

ウ 総務課

情報システムの標準化・共通化の実施に伴う例規改正について、担当課の支援に取り組みます。

エ 人事課

情報システムの標準化・共通化の実施に向けた人員体制のあり方について検討し、必要な措置を講じます。

1 取組の背景

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークやオンライン会議の活用が推奨されていますが、本市におけるオンライン会議実施環境については、庁内の会議室での整備に余地が残るものの、職員用のパソコンに実施環境を整備してきたところです。

テレワークの導入にあたっては、情報システムのクラウド化やセキュリティ対策なども含めて検討していかなければならないことから、今のところ導入に至っていない状況ですが、新型コロナウイルス感染症の収束も未だ見通せず、感染防止対策は引き続き重要となる点、育児や介護など時間的制約を抱える職員を含めた職員一人ひとりが多様な働き方ができるような「働き方改革」の実現に取り組むという点及び業務効率化を実現するという点からも、テレワークも含めた様々なデジタル技術を活用した業務環境の整備・充実にも取り組んでいかなければなりません。

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	3. 1 重点取組事項 (5) テレワークの推進
官民データ活用推進基本法	第15条 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等

3 取組方針

ア ICT 総合推進課

庁内のデジタル環境に関する相談窓口となる担当グループや担当者を明示し、ニーズを把握したうえで、デジタル環境の充実に取り組みます。

イ 人事課・行政経営課

働き方改革や業務効率化の視点から、テレワーク導入の検討に取り組みます。

1 取組の背景

(1) DX 推進のための人材育成

国が示した自治体 DX 全体手順書では、デジタル人材の育成等について以下のようにその進め方や考え方を示しています。

【自治体 DX 全体手順書（P21～25より抜粋）】

DX の推進に当たっては、自治体の各部門の役割に見合ったデジタル人材が職員として適切に配置されるよう人材育成に取り組むことが必要である。以下、自治体の先行的な事例を踏まえ、DX 推進のための人材育成方針、育成手法について示していく。

(1) DX 推進のための人材育成針

各自治体が DX 推進のための人材育成に取り組むに当たっては、中長期的な観点も含めて、一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した体系的な人材育成方針を持つことが望ましい。

一般職員には、デジタル技術やデータの活用が当たり前となる業務に対応するために、デジタルリテラシー（※1）の向上（セキュリティリテラシーも含む。）、日々進展するデジタル技術等を学び続け、自らの業務をよりよいものに変革していくというマインドセット（※2）の習得を求めることが考えられる。また、DX 推進担当部門や情報政策担当部門などに配置される職員には、一般職員よりも高度なデジタル技術等の知識、能力、経験等を求めることが考えられる。

例えば、神戸市では、参考 4.3-①に示すとおり、「高度な専門人材の確保・育成」から「市内の ICT リテラシーの向上の裾野を広げる取組」まで、多面的なアプローチで DX 人材の確保・育成を図ることとしている。

※1 職員がデジタル技術等を利用するに当たって必要とされる知識や能力をいう。

※2 マインドセット（mindset）とは、自身の習性として根付いた物の見方や考え方を意味する表現

【参考 4.3-①】神戸市の事例

事例:DX推進に向けた人事戦略【兵庫県神戸市】



- DX推進に向けた人事の全体方針を明確化
- 全体方針を踏まえて、求める専門性に応じた育成手法を設計

概要

- DX推進に向けて、「高度な専門人材の確保・育成」から「庁内のICTリテラシー向上の裾野を広げる取組」まで、多面的なアプローチでDX人材の確保・育成を図ることとしている。
- 「高度な専門人材の確保・育成」の観点からは、継続的な外部のデジタル人材の確保に加え、職員が希望する業務への従事を可能とする庁内公募制度において、DX人材育成コースを新設。該当者に対して、研修や実務を通して集中的にICTスキルの向上を図り、実際にDX推進に関与してもらう。
- 「庁内のICTリテラシー向上の裾野を広げる取組」の観点からは、基礎的なICTスキルを養成するための研修動画をまとめたポータルサイトの構築や役職（入庁年次）ごとに広く研修を受講させるとともに、民間企業への派遣（1週間程度）などを通じて継続的に意識啓発を図ることとしている。

なお、国では、標準ガイドラインの中で、人材の育成・確保について、参考 4.3-②に示すとおり、一般職員とDX人材、それぞれの育成が必要としている。

【参考 4.3-②】標準ガイドライン 抄

第2編 ITガバナンス

第5章 人材の育成・確保

政府情報システムを整備するプロジェクトを適切に遂行し、かつ、運用管理ができるIT人材は高度かつ専門的な技能と経験を有すべきである。また、当該政府情報システムを効果的に活用して政策目的を達成するためには、広く職員のITリテラシーの向上が不可欠である。この認識の下、各府省は、主体的にプロジェクトを推進し、また、政府情報システムを効果的に活用することができるよう、IT人材の育成・確保及び一般職員に対する研修等に努めるものとする。（以下略）

（参考）政府CIOポータル (<https://cio.go.jp/guides#guideline>)

(2) 人材育成手法

人材育成方針に基づく人材育成手法では、人事運用上の取組や、OJT (On the Job Training) ・OFF-JT (Off the Job Training) による研修を組み合わせる行うことが重要となる。

人事運用上の取組としては、国や他自治体との人事交流、民間企業への派遣等が考えられる。また、情報政策担当部門と業務担当部門を相互に行き来する人事ローテーションにより、デジタル技術も自治体業務も分かる人材を育成するためのキャリアパスを設定することも考えられる。

また、職員に対して、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験（情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき経済産業省が情報処理技術者としての知識・技能が一定以上の水準であることを認定する国家資格等の

受験を推奨することも考えられる。例えば、佐賀県では、IT分野を支える人材の育成に情報処理技術者試験を活用しており、システム部門等の職員に対し、まずはITパスポート試験を、さらにレベルに応じ、より上位の試験の受験を推奨し、受験料負担と教材の提供を行っている。

OJTについては、デジタル技術等やデータの活用に必要な実務知識や応用力・課題解決力など実践的なスキルを身につける上で有効である。

OFF-JTは、職場や業務から離れた研修であり、対面での講義、ワークショップ、オンライン研修など様々な形式のものがある。これまでも各自治体においては、自団体の職員を対象とした研修だけでなく、都道府県による市区町村職員に対する研修や市区町村同士が合同で開催する研修など、独自の取組が実施されているが、DX推進やセキュリティ対策の徹底の観点から、研修内容を適宜見直し、充実を図ることが求められる。

また、自治大学校、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)など様々な機関において情報担当職員等に対する研修が実施されていることから、対象とする職員及び向上を目指すスキルを考慮の上で、積極的に受講させることが望ましい。

例えば、J-LISにおいては、令和3年度から、遠隔地の自治体でも受講が容易なオンライン研修等について、より内容を充実して実施することとしている。具体的には、オンライン研修又はライブ研修を実施し、これらの録画を新たに構築する学習管理システムに登録することにより、いつでも受講できる環境を整備するとともに、情報処理技術者試験(ITパスポート試験レベル及び基本情報技術者試験レベル)に対応した専門eラーニング研修を行うなど充実を図っているところであり、積極的に活用されたい。

総務省としても、今後とも関係機関と協力して、研修内容の充実が図られるよう努めるとともに、研修情報をとりまとめて提供していく(参考4.3-④参照)。

【参考 4.3-④】 地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等

「地方公共団体の情報担当職員等に対する研修について」（令和3年4月28日付け事務連絡）

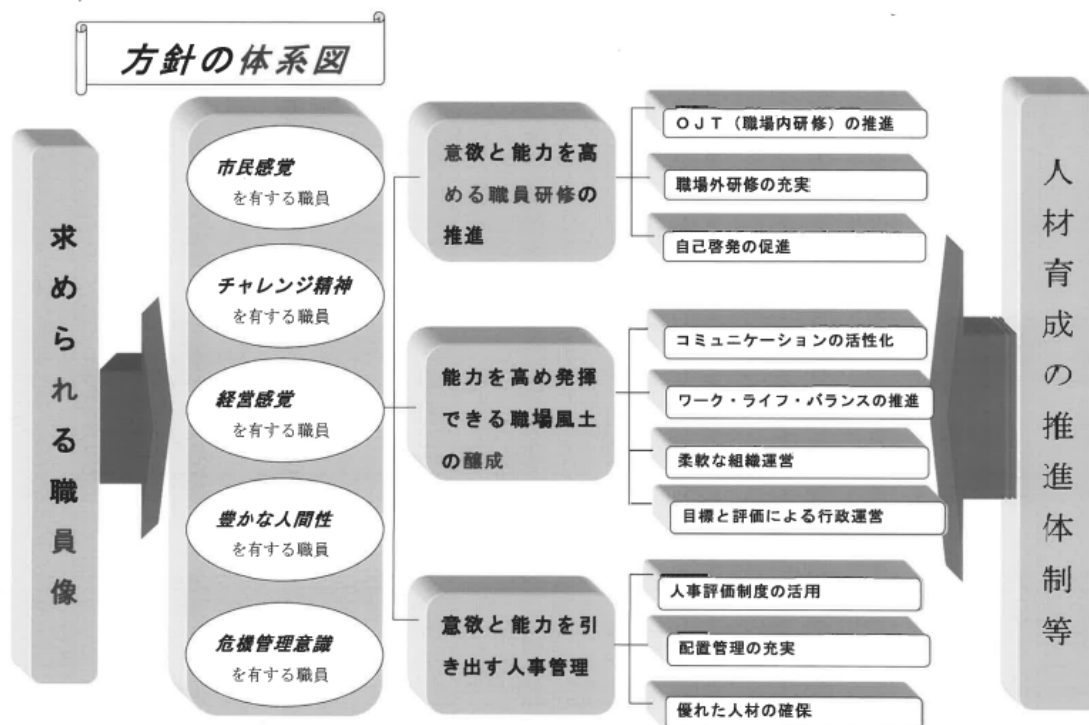
実施主体	研修の名称(括弧内は開始年度)	研修期間	対象者(※は概近の定員)	研修内容
総務省自治体大学校	ICT人材育成特別研修 (R2～)	9月末頃予定	都道府県及び市区町村の情報政策担当職員 ※30名程度	行政のデジタル化の推進にあたって留意すべき事項、民間企業による講演、地域の課題解決に向けたグループワーク
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー：JAMP)	ICTによる情報政策<地方公共団体情報システム機構と共催> (H26～)	8月30日～9月3日(5日間)	市区町村情報政策担当職員 ※50名	マイナンバーカード、ICT等の利活用の最新動向、情報政策の企画立案、行政サービスの充実等に関する講義・演習
全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー：JIAM)	Society5.0時代への対応～スマートシティの実現に向けて～ (R2～)	5月19日～21日(3日間)	市区町村等の職員(市区町村議会議員の受講も可) ※30名	AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術を知り、それらを活用し、地域の具体的な課題の解決や発展を目指す「スマートシティ」への転換について、先進事例を学びながら考える
	第2回市町村議会議員特別セミナー	7月20日～21日(2日間)	市区町村議会議員 ※200名(うちオンライン50名)	うち1コマを「Society5.0時代の到来と行政のデジタル化(仮)」と題して実施
	地方行政のデジタル化 (R3～)	9月13日～15日(3日間)	市区町村等の職員 ※30名	これまでの枠組みにとらわれずに、新しい仕組み、技術等を活用し、行政サービスのデジタル化に取り組み先進事例等を学び、地方行政のデジタル化について考える
全国地域情報化推進協会 (APPLIC)	自治体CIO育成研修 (H18～)	※調整のため日程等はR2の内容 IT投資評価・ガバナンス編(オンライン研修) (本編)8月27日～28日(分科会)9月29日、10月19日、11月16日 全体最適化と調達・運用設計編(集合研修) 12月14日～18日(5日間)	・CIO(補佐官含)候補者 ・情報政策部門責任者 ・監督者及びCIOスタッフ等 ・全庁・組織間の情報政策問題意識のある中堅若手職員 ・情報政策部門、原課の情報システム・データ活用推進担当者 ※IT投資評価・ガバナンス編：定員なし ※全体最適化と調達・運用設計編：20名	情報化の課題整理(リモート環境・セキュリティ等)、リモート環境下におけるITガバナンスと投資評価、オンライン手続の推進、先進事例紹介、分科会(演習)等

実施主体	研修の名称(括弧内は開始年度)	研修期間	対象者(※は概近の定員)	研修内容
地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)	(動画研修) 新任情報化担当者(管理職)セミナー 情報セキュリティ対策セミナー 情報化政策セミナー AI・RPA導入セミナー 自治体DX入門セミナー(ライブ研修) 情報化研修企画セミナー 情報セキュリティ監査セミナー 情報システムに関するeラーニング等 (H26～)	動画研修 3か月程度 ライブ研修 1～2日間 eラーニング 3か月程度	都道府県及び市区町村の職員(情報セキュリティ、情報化推進、ICT活用、ICT技術) ※動画研修：原則、定員設定なし 一部60名及び100名 ※ライブ研修：40名 ※eラーニング：500～1,500名(全5コース)	マイナンバーカードやデータの利活用等、最新動向を踏まえながら、情報政策の企画・立案から政策目標の策定、行政サービスの充実など講義及び演習を通じて、情報化を効率的かつ円滑に推進するための必要な知識を得るための動画研修(19セミナー)、ライブ研修(7セミナー)及び専門eラーニング(5コース)を用意
地方自治研究機構 (RILG)	「Society5.0時代の地方」セミナー (R2～(H30、R1：自治体AI活用実務講習会))	東京、仙台、京都、福岡会場 で各1日(※YouTube配信あり) (R2は東京、札幌、京都、福岡)	都道府県及び市区町村の情報政策担当以外の各行政部門の職員 ※各会場50～150名程度(全国4会場)	Society5.0時代の地方とは、先進事例紹介、AI・RPA等のデモンストレーション
情報処理推進機構 (IPA)	5分でできる！情報セキュリティポイント学習 映像で知る情報セキュリティ IPA Channel (YouTubeチャンネル)	オンラインでいつでも視聴可	-	中小企業の情報セキュリティ対策水準の底上げを図るためのツール 情報セキュリティ上の様々な脅威と対策をドラマなどを通じて学べる映像シリーズ、社内研修などでの活用向け IPA Channel では、IPA主催の講演・セミナーの模様のほか、さまざまな動画を配信

その他(資格等)

実施主体	資格の名称(括弧内は開始年度)	実施時期	対象者	内容
情報処理推進機構 (IPA)	国家資格 情報処理安全確保支援士(登録セキスベ)制度 (H28～)	・毎年4月・10月に試験実施 ・毎年4月・10月に合格者の登録実施(資格取得) ・資格取得後1年に1回のオンライン講習、3年に1回の実践講習(経済産業省令で定めるところにより当講習を受講する必要あり)	すべての企業・組織、IT技術者 ※年間2,000名程度が資格取得	国家資格「情報処理安全確保支援士(登録セキスベ)」制度が2016年10月に創設され、IPAが本制度の実施機関として、制度を運営している。継続的な講習受講義務による人材の質の担保や、登録情報の公開による人材の見える化などを通じて、企業や組織が必要となるサイバーセキュリティ人材の育成・確保と、その活用促進を目指す。 ・受験手数料：5,700円 ・オンライン講習受講費用：20,000円 ・実践講習受講費用：80,000円

次に、本市における人材育成の考え方については「石巻市人材育成基本方針（第2次改訂版）」において次のように示しています。



その中で、人材育成については「市民ニーズや行政課題の専門化、多様化、複雑化への対応だけにとどまらず、少数精鋭主義による効率的な行政運営を行うことが求められており、市民への質の高い行政サービスを提供する上で、それらに対応できる人材を育成することが重要」としています。

また「求められる職員像」として「常に市民の立場に立って物事を考え、行動できる職員」「常に質の高い市民サービスを心掛け職務に当たる職員」といった「市民感覚を有する職員像」や「慣習や前例にとらわれず、常に改善・改革を心掛け職務に当たる職員」「環境の変化に柔軟に対応し、独自の発想で企画・立案できる職員」といった「チャレンジ精神を有する職員像」等を掲げ、その育成に取り組むとしています。

本指針において、DXの定義は「デジタル技術（D：デジタル）を活用し、仕組やルールを根本から大きく変革（X：トランスフォーメーション）して、市民や職員等、様々な利用者や受け手にとって「簡単、便利、分かりやすい」などの「最適」なサービスや仕事を実現していくこと」としていますが、この定義の実践はまさに「石巻市人材育成基本方針（第2次改訂版）」の「求められる職員像」を実践していくことにほかなりません。

(2) デジタル人材育成における本市の課題

ア 職員 1 人ひとりの各種リテラシーの向上

リテラシーとは「手段を適切に活用するための知識や能力」のことですが、デジタル化の進展に応じ、職員にはコンピューターやシステムを使いこなす知識や能力、情報利用を踏まえたコンプライアンスやセキュリティに関する能力、データを活用した証拠に基づく政策立案（EBPM〈Evidence-based Policy Making〉）をする能力など、所属、職位によって様々な能力が求められます。

職員のデジタル技術やデータを適切に活用するための知識や能力を向上させるためには、OJT（On the Job Training）だけでは獲得できない知識や経験も必要になることから、デジタル分野に特化した外部の研修などの OFF-JT（Off the Job Training）も組み合わせていく必要があります。

イ 意識の醸成

デジタル技術やデータを適切に活用するための知識や能力につなげる研修をいくら用意して職員を受講させたとしても、日々進展するデジタル技術等を学び続け、自らの業務をよりよいものに変革していくという意識を職員が備え、かつ実際に取り組んでいかなければ意味がありません。

ICT 総合推進課では令和 2 年度から、各課で行われている大量の申請書の内容をシステムに入力するといった定型業務を AI-OCR や RPA を活用して自動化する取組を進めてきました。

OCR : Optical Character Reader (または Recognition) の略で、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能
AI-OCR : OCR に AI (人工知能) を用いて、文字認識率を飛躍的に向上させたもの
RPA : Robotic Process Automation の略で、コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術

積極的に AI-OCR や RPA の導入に取り組んだ課では、導入のために必要な様式の変更など業務プロセスの見直しを面倒がらずに行った結果、導入への道筋が立ちました。

本格導入に至れば、職員の業務の負担軽減はもちろん、他の業務に取り組む時間を新たに生み出すことも期待できます。

他方、ICT 総合推進課から導入を呼びかけたものの AI-OCR や RPA の導入に消極的だった課からは「様式変更への対応ができない」「忙しくてそれどころではない」「今

やらなければならないのか」など、業務を改善し効率化しようとする意識に欠ける発言も見受けられました。

DXは仕組やルール自体を変えてでもデジタルにより「最適」を達成することであるため、職員の「やる気」すなわち「石巻市人材育成基本方針（第2次改訂版）」で掲げている「慣習や前例にとらわれず、常に改善・改革を心掛け職務に当たる職員」「環境の変化に柔軟に対応し、独自の発想で企画・立案できる職員」といった「チャレンジ精神を有する職員像」を組織として体現していけるように、職員一人ひとりが必要とするとともに「取り組んでいる職員が正しく評価される仕組」も必要となります。

（3）デジタル技術に関する専門知識を有する職員の不足

総務省が全国の自治体1788団体に実施した「地域IoT実装状況調査（令和2年度）」によれば「ICT/IoTを利活用した事業を進める上で、当面の課題・障害と想定されるものは何でしょうか。」の設問に対し、その71.2%（1223団体）が「人材の不足」「担当する職員が足りない」と回答しています。

自治体DX推進計画においても「ICTの知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことができるデジタル人材を確保することが必要であるが、市区町村においては、適任者が見つけれられないなどその人材確保が課題となっており、現在、外部からデジタル専門人材を任用している市区町村はほとんどない（外部人材CIO補佐官設置市区町村37団体/1741団体）」となっています。

本市においては、ICTの知見を持ち情報システム分野の在籍年数が長い経験豊富な職員がいるため、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことができるデジタル人材を少数ではあるが確保できている稀有な自治体であるといえますが、その職員頼みの状況が長年続いており、後継職員の育成や今後のデジタル分野に関する人事ローテーションの在り方が課題となっています。

(4) データを活用した政策立案ができる職員の育成

新型コロナウイルス感染症対応や突発的な災害対応も含め行政が対応すべき課題が多様化している中、それらの多様な課題に的確に対応するための効果的な政策決定と実行が必要となりますが、そのためには、データを活用した証拠に基づく政策立案（EBPM〈Evidence-based Policy Making〉）の実践にも取り組んでいかなければなりません。

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	デジタル人材の確保・育成
官民データ活用推進基本法	第 17 条 人材の育成及び育成

3 取組方針

ア ICT 総合推進課

- ① 人事課と連携したデジタル人材の確保に向けた要件等の検討に取り組みます。
- ② 人事課と連携したデジタル分野における各種リテラシー向上につながる研修の実施に取り組みます。

イ 人事課

- ① ICT 総合推進課と連携したデジタル人材の確保に向けた要件等の検討と確保策の実施に取り組みます。
- ② ICT 総合推進課と連携したデジタル分野における各種リテラシー向上につながる研修の実施に取り組みます。
- ③ デジタル庁等、関係機関への派遣や人事ローテーションを活かしたデジタル人材の育成に取り組みます。

ウ 復興政策課

EBPM の取組を推進するための職員向けの研修の実施に取り組みます。

1 取組の背景

DXの推進にあたっては、ルールも含めたセキュリティ対策の徹底が求められることとなります。

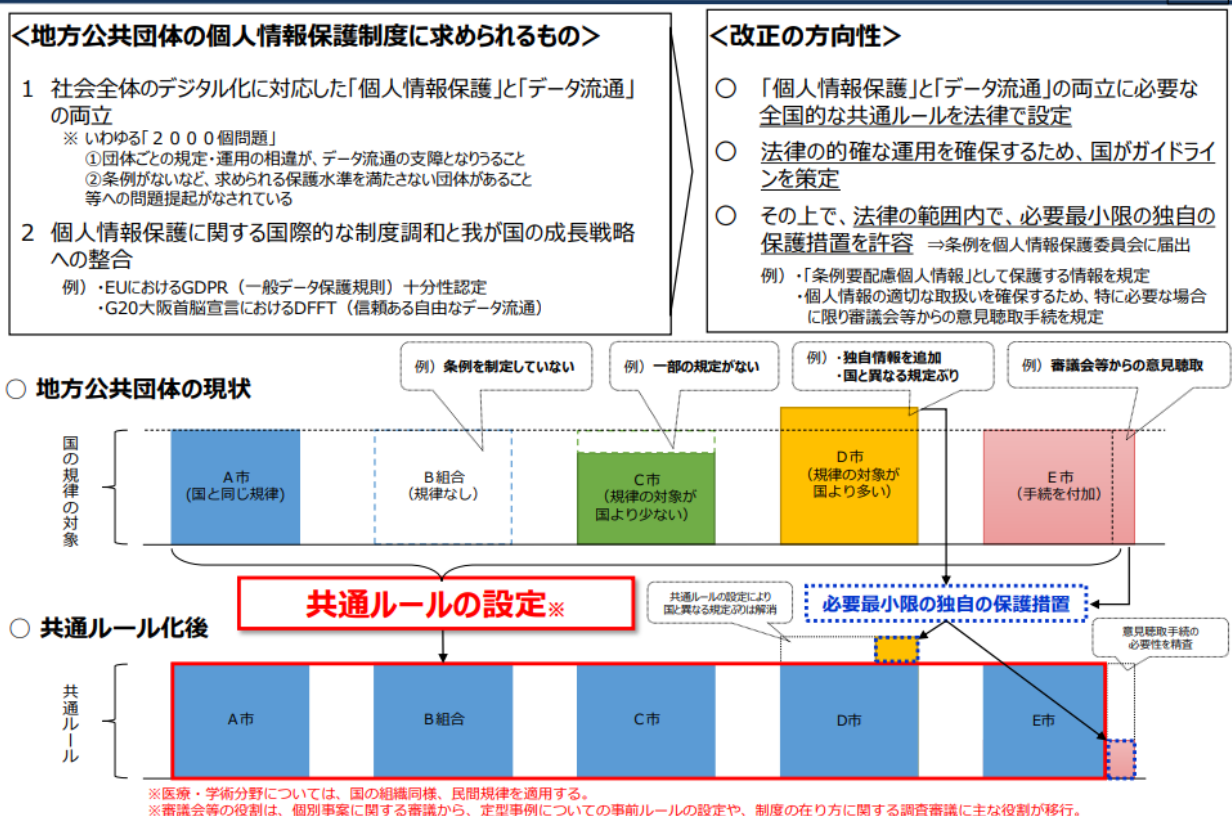
自治体DX推進計画の重点取組事項「セキュリティ対策の徹底」については、その取組方針を次のように示しています。

- ① 改定後の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適切に各自治体の情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。
- ② 自治体情報セキュリティクラウドについて、2022年度末までに、都道府県の主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベル（標準要件）を満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を行う。調達に当たっては、複数の都道府県での共同調達を積極的に検討する。

自治体DX推進計画 P31 より抜粋

また、個人情報保護法については、令和3年5月に成立したデジタル改革関連法において、地方公共団体の個人情報保護制度を次の内容で改正しています。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分に認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**的確な運用を確保**。

概要

- ① 適用対象**
- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
 - ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
 - ※④、⑤、⑥に係る部分は除く
- ② 定義の一元化**
- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
 - 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等
- ③ 個人情報の取扱い**
- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
 - 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等
- ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表**
- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
 - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
 - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする
- ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求**
- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定
- ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入**
- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする
- ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係**
- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
 - ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
 - 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等
- ⑧ 施行期日等**
- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
 - ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
 - ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う
- ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について**
- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
 - ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

2 関連する法律等

名称	関連する内容
自治体 DX 推進計画	3. 1 重点取組事項 (6) セキュリティ対策の徹底
官民データ活用推進基本法	第15条 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等

3 取組方針

(1) デジタル技術の視点からのセキュリティ対策に関すること

ア ICT 総合推進課

宮城県が主導する自治体情報セキュリティクラウド導入に関する動向把握等必要な対応に取り組めます。

(2) ルールの視点からのセキュリティ対策に関すること

ア ICT 総合推進課

改定後の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえた「石巻市情報セキュリティポリシー」の改定やその他 DX の推進に係るデジタル関係規定の改定に取り組みます。

イ 総務課

デジタル改革関連法により改正された個人情報保護法が施行される令和 5 年までに、石巻市個人情報保護条例や関連する例規の改廃、整備等に取り組みます。

石巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針

令和3年 月

発行・編集

石巻市復興政策部 ICT 総合推進課

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電話 0225-95-1111（代表）

URL <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>